

ID: 64

担当部署: 教育委員会事務局

<b>処分の概要</b>	使用料の減免		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	八頭町社会体育施設条例 第11条ただし書		
<b>例 規 番 号</b>	平成17年条例第92号		
<p><b>【根拠条文】</b> (使用料) 第11条 利用者は、別表第3に定める使用料を納付しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文及び八頭町社会体育施設規則第5条の規定による。 (減免) 第5条 条例第11条の規定により、使用料を減免する場合及び減免割合は別表のとおりとする。</p>			
<b>標準処理期間</b>	3日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成26年7月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日